

令和2年度 環境保全セミナー

水環境の現状と水質・土壌分野における
規制の動向等について

北九州市環境局
環境監視部環境監視課
水質土壌係

説明の内容

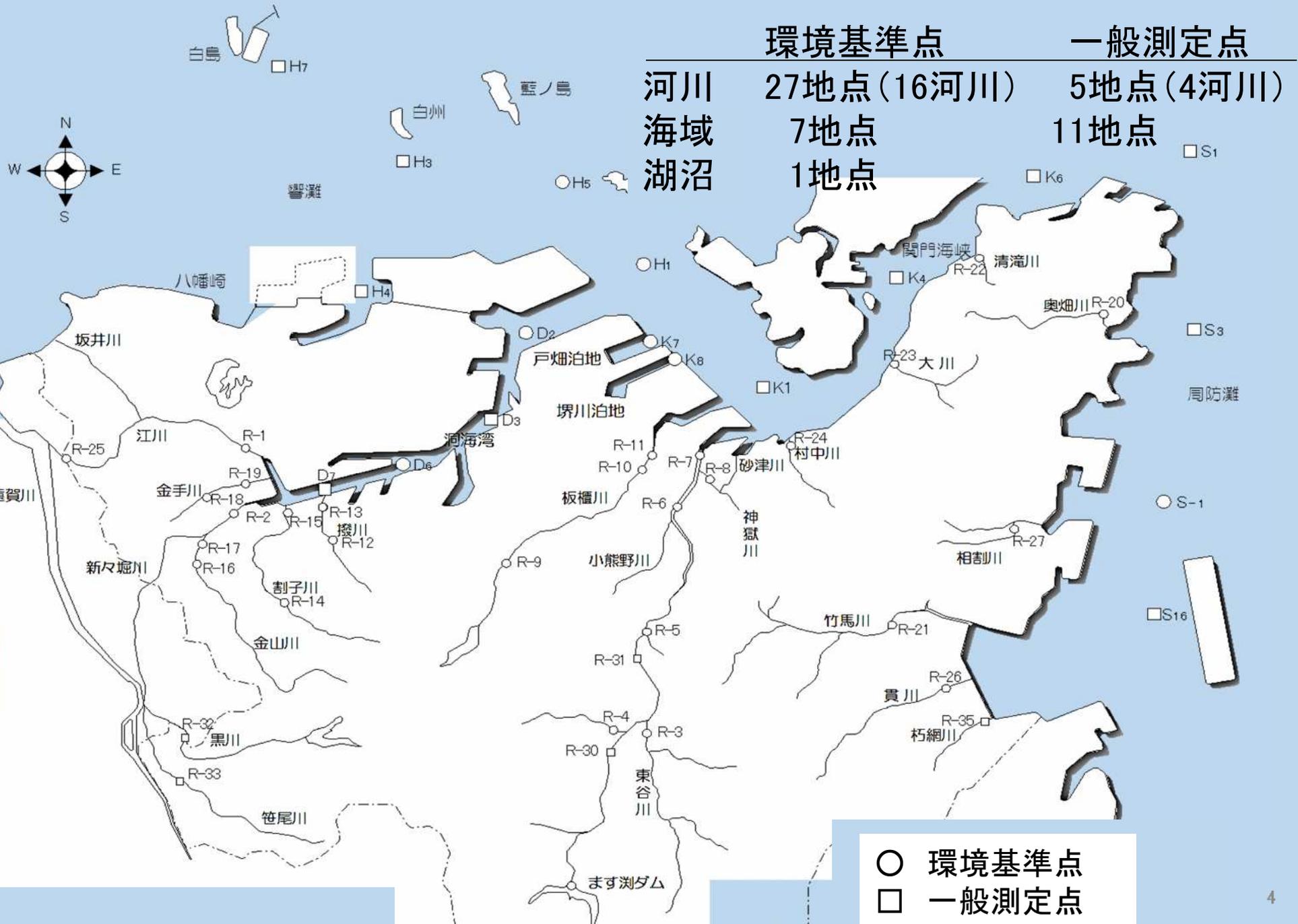
- 1 北九州市の水質の状況
- 2 水質関連の法令の改正について
- 3 土壌汚染対策法について

北九州市の水質の状況

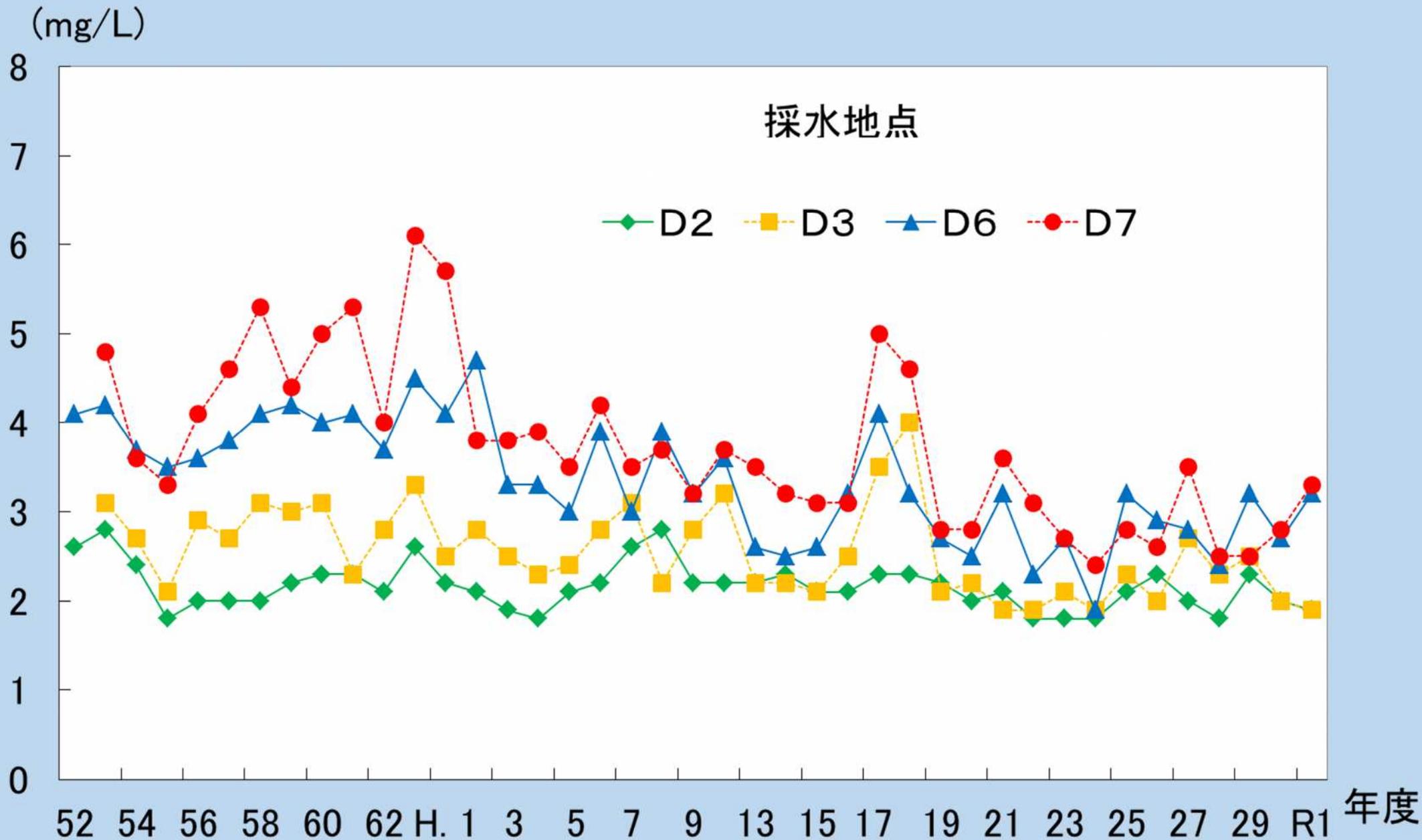
水質に関する環境基準

| 区 分 | 項 目 |
|---------------------------|--|
| 人の健康の保護に関する基準 (健康項目) | カドミウム、水銀など27項目 |
| 生活環境の保全に関する基準 (生活環境項目) | BOD,CODなど10項目（河川、湖沼、 海域ごとに利用状況に応じて設定） |
| | 全亜鉛・ノニルフェノールなど 水生生物の保全に係る物質 |
| 地下水の水質汚濁に係る基準 | カドミウム、水銀など28項目 |
| ダイオキシン類に係る基準 | ダイオキシン類 |

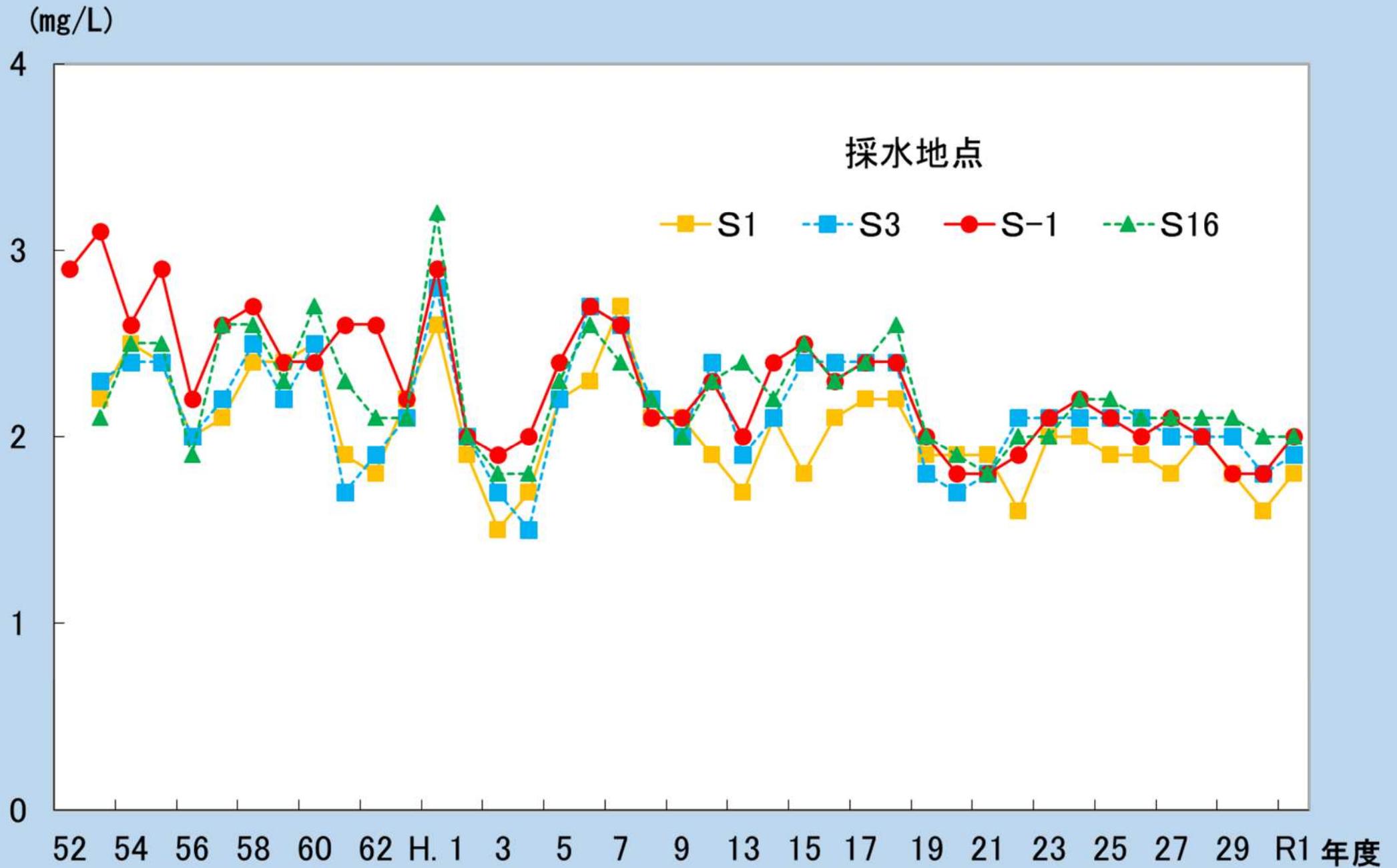
公共用水域の環境基準点



洞海湾の水質モニタリング結果(COD)



周防灘の水質モニタリング結果(COD)



現在の北九州市の水質（常時監視）の状況

- 河川、海域ともに、健康項目（重金属等）は、全ての地点で環境基準に適合。
- 河川のBODは、全ての環境基準点で基準値に適合
- 海域のCODは、全ての環境基準点で基準値に適合
(令和元年度)



海域での採水の様子

水質関連の法令の改正について

水質汚濁防止法について(1)

1 排水基準

(1) 一律排水基準（濃度規制）

- ・ 人の健康の保護に関する排水基準
カドミウム、シアン、水銀など（28項目）
- ・ 生活環境の保全に関する排水基準
生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)など
(15項目)、排水量50m³/日以上の事業場

(2) 上乗せ排水基準

- ・ 福岡県条例による上乗せ排水基準

2 排水基準の規制対象

工場・事業場（特定施設を設置する事業場）から、
公共用水域（海域、河川、湖沼）に排出される水

水質汚濁防止法について(2)

1 特定施設

- ・ 有害物質を含む汚水や廃液、BODなどの生活環境に被害を生じるおそれのある汚水や廃液を出す施設
- ・ 水質汚濁防止法施行令別表第1号～74号に掲げる施設

2 特定事業場

- ・ 特定施設を設置する工場、事業場
- ・ 排水基準の遵守
- ・ 特定施設の設置、変更時に届出・許可申請の義務
- ・ 有害物質が漏れないよう構造基準の遵守及び点検義務
- ・ 排出水の自主測定、事故時の報告などの義務
- ・ 排水基準に不適合→罰則、改善命令・使用停止命令など

水質汚濁防止法について(3)

3 総量規制基準

- ・ 閉鎖性水域（瀬戸内海、東京湾など）で、排水の濃度規制では、環境基準を達成することは困難
- ・ 排水に含まれる物質の総量を規制
- ・ 規制対象 排出水量が $50\text{ m}^3/\text{日}$ 以上の特定事業場
- ・ 規制項目 化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全燐
- ・ 規制基準 1日当たりに排出される汚濁物質の量（kg/日）

北九州市

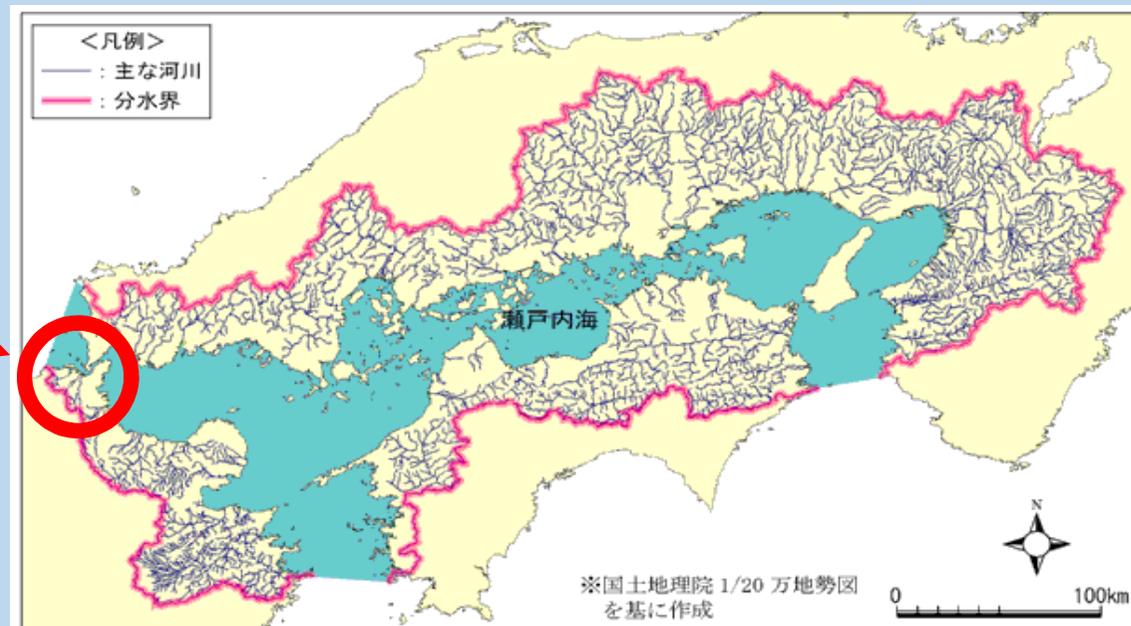


図 瀬戸内海の範囲

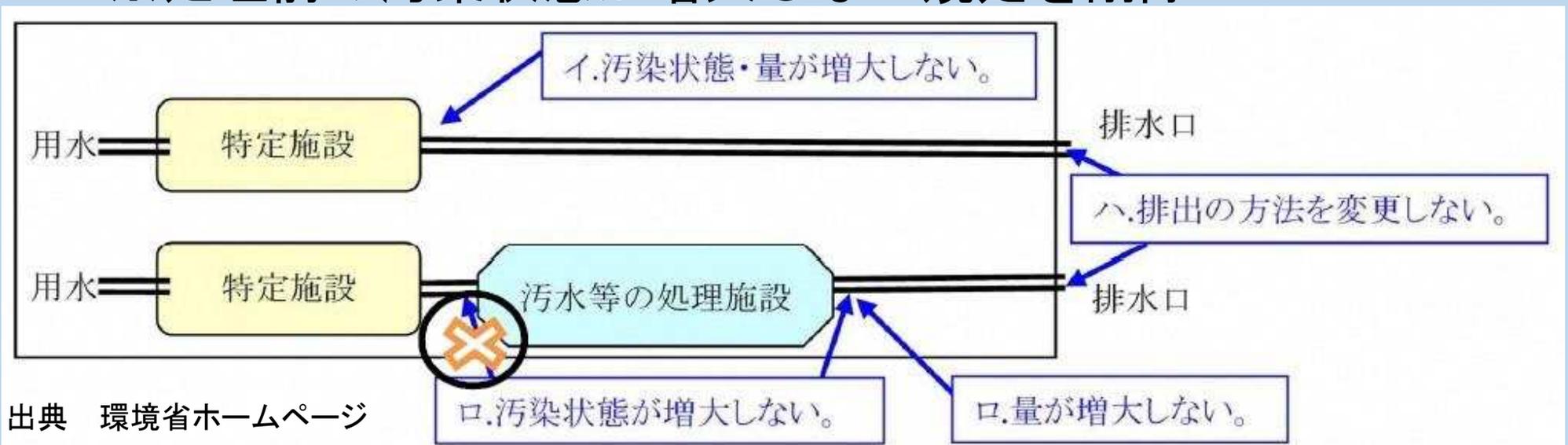
瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 の一部改正(1)

- 1 事前評価等を要しない特定施設の構造等の変更許可
(規則第7条の2) (令和2年9月25日施行)

(1) 既存の事前評価等を要しない場合の変更

汚水等の処理施設による処理後の汚染状態並びに処理後の汚水等の量が増大しない場合(汚水等が処理施設で処理される場合)

※処理前の汚染状態が増大しない規定を削除



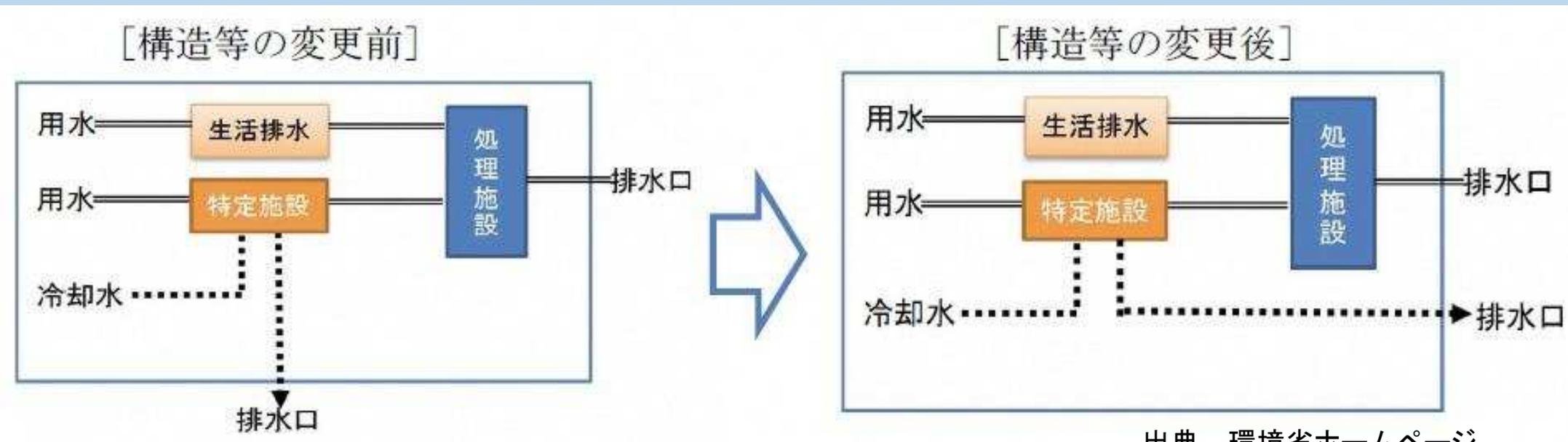
瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 の一部改正(2)

1 事前評価等を要しない特定施設の構造等の変更許可

(2) 事前評価等を要しない場合の追加

特定施設の構造等変更が、以下の2要件を満たす場合

- ①各排水口における排出水の汚染状態の値及び汚水等の量が増大しない場合
- ②人の活動に使用されていない水又は、人の活動に使用され汚染状態が悪化しない水（冷却用、減圧用等）のみの排出水の排出方法を変更する場合



水質汚濁防止法施行令の一部改正

1 改正の内容

- 特定施設の一部除外

旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設（施行令別表66の3号）のうち、住宅宿泊事業法に定める住宅宿泊事業者（民泊事業者）の施設を、水質汚濁防止法の特定施設から対象から除外

2 施行日

- 令和2年12月19日施行

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正動向(1)

1 経過

令和3年1月26日、「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性」を、中央環境審議会会長から環境大臣へ意見具申

2 内容

① 栄養塩類（窒素・磷）の管理制度

- ・ 府県知事による栄養塩類を管理する計画の策定
- ・ 栄養塩類の管理が必要な海域・陸域を計画区域に設定
- ・ 環境基準の範囲内で栄養塩類の目標値を設定
- ・ 計画策定時に環境影響についての調査・予測・評価を実施
- ・ 計画区域の水質モニタリング、必要な計画見直しを実施
- ・ 特定施設の構造等の変更許可手続きを緩和
- ・ 水質汚濁防止法に定める総量規制の適用を除外

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正動向(2)

2 内容

②藻場・干潟等の再生・創出の促進

再生・創出された藻場・干潟等を適切に保全するため、自然海浜保全地区の指定対象の拡充制度を見直し

③関係者間の連携 府県を超えた協議の場の設置の取り組み 国を中心に様々な主体の参画し、広域的な課題について 府県の枠を越えた地域合意等の場の設置に向けた取り組み

④特定施設の設置等に係る許可制度の運用の効率化・適正化 水質汚濁防止法の特定施設に関する規制の合理化

⑤漂流ごみ等（海洋プラスチックごみを含む）に関する施策 内陸地域を含めた府県域を越えた地域が共同して、発生抑制 対策を推進

土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法の目的

国民の健康の保護

目的を実現するための措置

①汚染の状況を把握する措置

土壤汚染の調査方法

②健康被害を防止する措置

土壤汚染の程度に応じた対策、搬出の規制

土壌汚染による健康リスク

汚染土壌に含まれる有害な物質が、人の体に取り込まれることで健康被害が発生

①地下水の飲用のリスク

汚染した土壌から溶け出した有害物質を含む地下水を飲むリスク



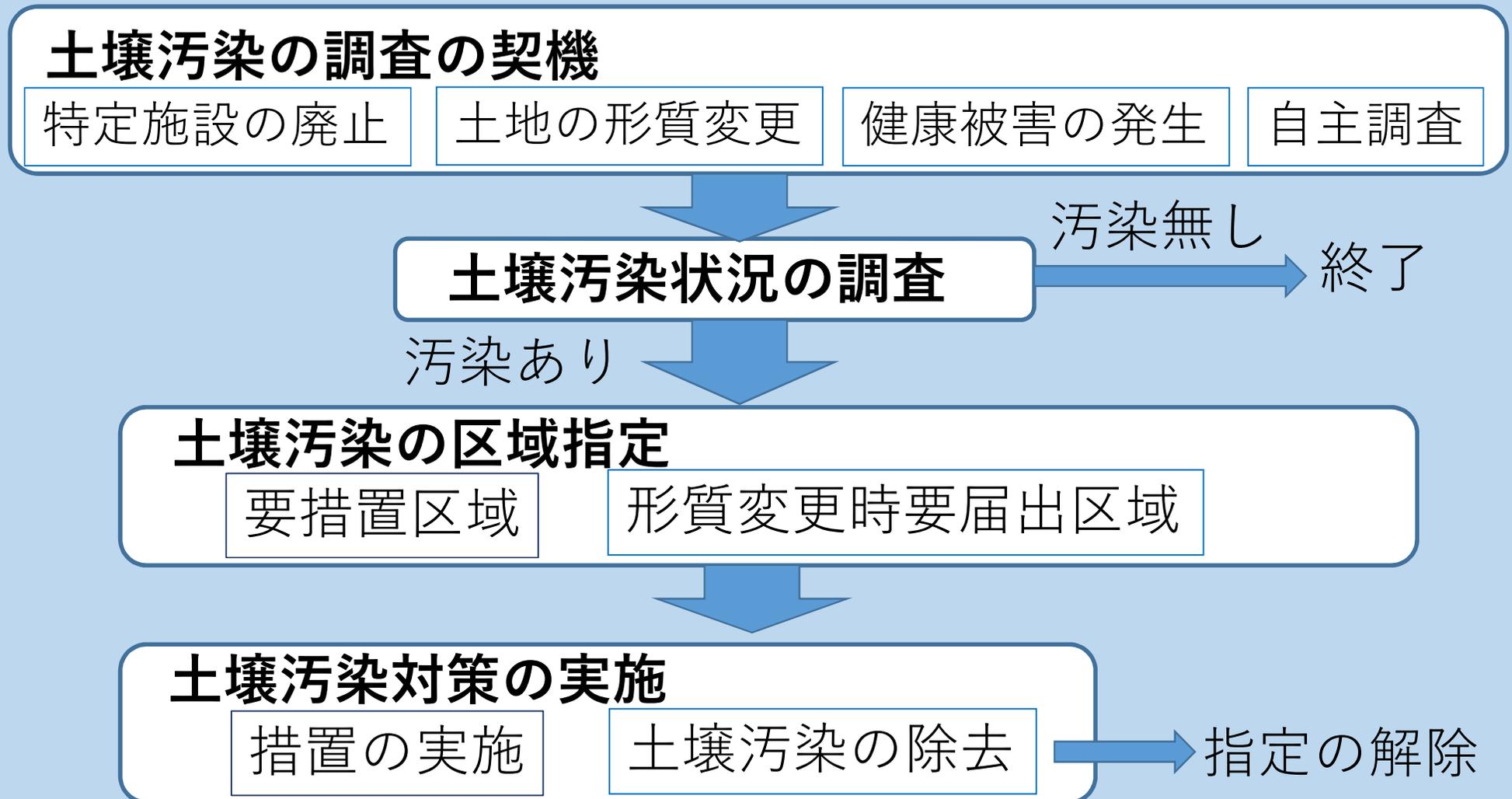
②直接摂取のリスク

手に付いたり、飛散した有害物質を含む土を、口や皮膚から体内に取り込むリスク



出典 土壌汚染対策法のしくみ（環境省・（公財）日本環境協会）

土壌汚染対策法の流れ



土壌汚染の調査の契機

- 1 有害物質を使用する特定施設を廃止したとき
- 2 一定規模以上の土地を形質変更するとき
- 3 土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがあるとき
- 4 自主調査

有害物質を使用している施設を廃止したとき（法第3条）（1）

- ・ 有害物質を使用している施設の廃止

水質汚濁防止法で定める施設で、有害物質を使用している施設を廃止したり、有害物質の使用をやめたとき

（水質汚濁防止法で有害物質使用特定施設の廃止届）

- ・ 調査をする者・期限

施設を廃止した土地の所有者が土壤汚染調査を実施
廃止の日から、調査を行い120日以内に市に報告

有害物質を使用している施設を廃止したとき（法第3条）（2）

- ・ 調査義務の一時免除

土地の利用方法から健康被害のおそれがない要件に該当する場合、市に申請し土壤汚染の調査義務を一時免除

- ・ 一時免除の要件

工場敷地として引続き利用、小規模の事業場で設置者が居住、操業中の鉱山の敷地等

- ・ 調査義務が一時免除された土地の規定

土地の利用方法が変わったときに届出が必要、一時免除の取り消し後、土壤汚染調査が必要

- ・ 土地所有者の変更

土壤汚染調査義務が一時免除された土地を引き継ぐ場合、承継の届出が必要

有害物質を使用している施設を廃止したとき（法第3条）（3）

- ・ 調査義務が一時免除された土地の形質変更
土壌汚染の調査を一時免除されている土地で
900m²以上の形質変更する場合、届出が必要
- ・ 届出する者
一時免除されている土地の所有者

一定規模以上の土地を形質変更するとき (法第4条)(1)

- 3,000m²以上の土地の形質変更をする場合、
事前に届出
(平成22年4月施行)
- 有害物質を使用する事業場で900m²以上の土地の
形質変更をする場合、事前に届出
(平成31年4月施行)
- 土地の形質変更する者が届出

一定規模以上の土地を形質変更するとき (法第4条)(2)

- ・ 土地の形質変更
土地の形状を変更する行為

掘削 土を掘る行為、舗装の撤去、杭工事、地盤改良など
盛土 土を盛る行為、仮置き盛土、碎石を敷く行為など

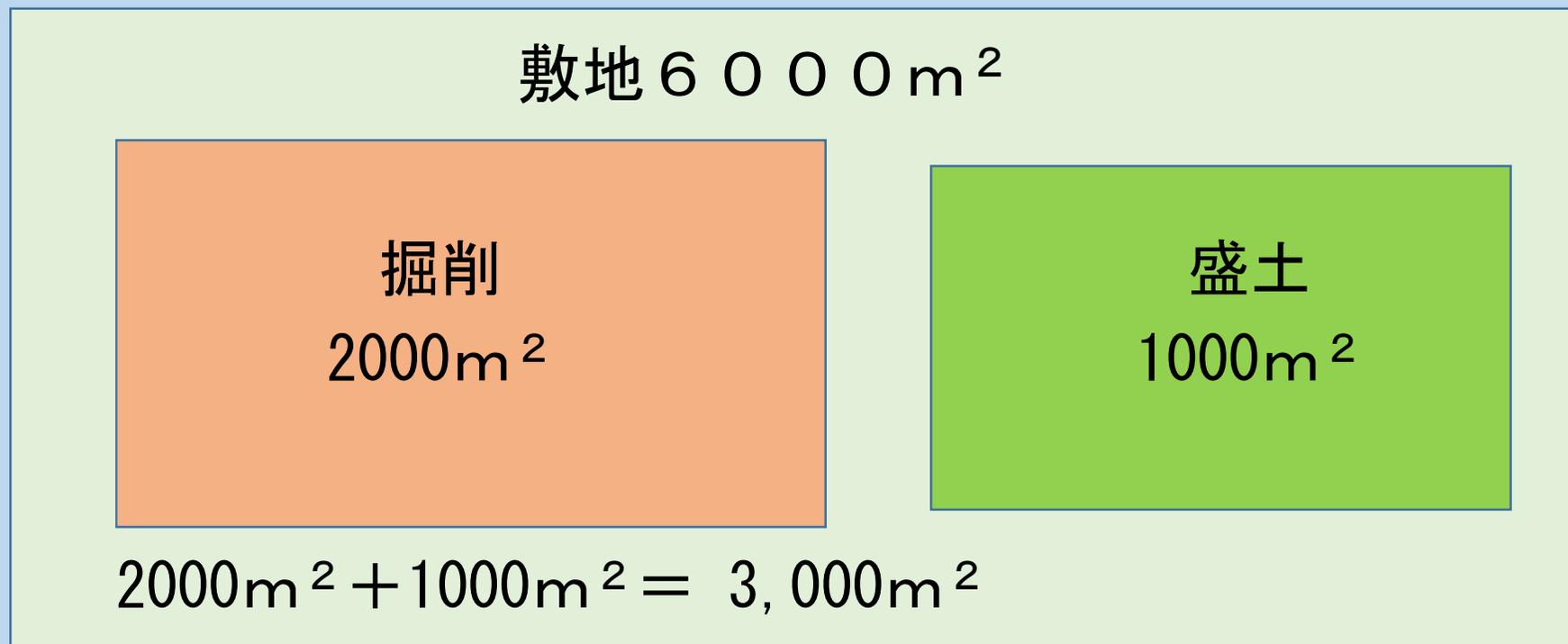
- ・ 届出の期限
工事に着工する日の30日前まで届出
- ・ 着工日は実際に掘削や盛土等の工事を行う日
- ・ 契約や設計等の準備行為は含まない

一定規模以上の土地を形質変更するとき (法第4条)(3)

- ・届出の対象とならない形質変更
 - ・以下の条件を全て満たす形質変更
 - ①掘削する深さが全て50cm未満
 - ②土壌の飛散又は流出を伴わないこと
 - ③土壌を外部搬出しないこと
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う形質変更

一定規模以上の土地を形質変更例(1)

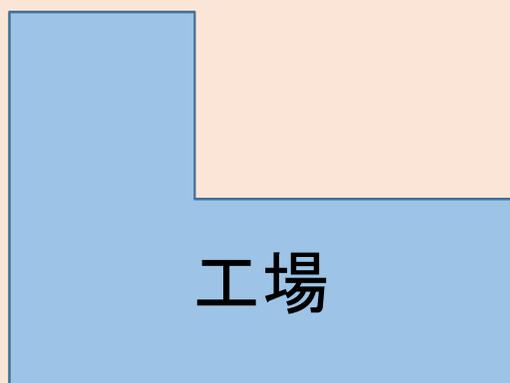
- 3,000m²以上の形質変更
掘削、盛土の面積の合計が3,000m²以上



一定規模以上の土地を形質変更例(2)

- 900m²以上の形質変更
掘削、盛土の面積の合計が900m²以上

有害物質を使用している事業場の敷地又は調査猶予している事業場の敷地



$$500\text{m}^2 + 400\text{m}^2 = 900\text{m}^2$$

土壤汚染対策法の罰則

- 懲役1年以下 罰金100万円（65条）
 - 有害物質使用特定施設の廃止時の調査結果報告(3条)
 - 土地の形質変更に係る調査命令（3,4条）
 - 土地の形質変更計画変更命令(12条)等
- 懲役3月以下、罰金30万円（66条）
 - 法第3条1項のただし書きの土地利用方法変更届出(3条)
 - 一定規模以上の土地の形質変更届出(4条)
- 罰金30万円（67条）
 - 汚染土壤処理施設の処理記録、虚偽の記録(22条)
 - 報告義務、立入検査の義務(54条)
- 両罰規定（68条）
 - 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑